

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨  
議事録

HP版議事録

(整理番号0848)

第1回特定最低賃金専門部会（電気）

令和5年10月4日 非公開

開催日時	令和5年10月4日	9時28分～10時20分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 特定最低賃金改正決定の諮問について 3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 4 審議日程について 5 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計8名でございます。これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、使用者代表の宇井委員につきましては、本日所要により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
-----	--

事務局	<p>ただいまから、第1回群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。</p> <p>申し遅れましたが、賃金室長の木村でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。</p> <p>最初に、本専門部会の開催にあたりまして、津田労働基準部長からご挨拶申し上げます。</p>
基準部長	<p>労働基準部長の津田でございます。</p> <p>本日のこの特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>皆様方におかれましては、ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお受けいただきまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめ、労働行政全般の円滑な運営に多大なご支援とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、群馬県の特定最低賃金につきましては、先般、改正決定の必要性があるとのご意見をいただいたところでございます。改正につきまして、ご審議をいただくことになりました。</p> <p>特定最低賃金は、地域別最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットで、行政機関に決定を義務付けているということとは趣を異にしておりまして、企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものという位置づけでございます。関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。</p> <p>専門部会委員の皆様には、大変ご苦勞をおかけすることになりますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、専門部会の委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。</p> <p>お手元の資料2のインデックス電気をご覧いただきたいと思っております。</p>

委員名簿の順に従いまして、本日出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、谷口委員でございます。富岡委員でございます。西村委員でございます。

次に、労働者を代表する委員といたしまして、越澤委員でございます。宮下委員でございます。山村委員でございます。

次に、使用者を代表する委員といたしまして、宇井委員は本日欠席でございます。新井委員でございます。五十嵐委員でございます。

委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

資料3が、事務局名簿となっております。よろしくお願いいたします。

次に部会長、部会長代理選出に進ませていただきます。

専門部会の部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において、同法第24条を準用するとされており、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

それでは、公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので、発表させていただきます。

部会長には■■■■委員、そして部会長代理には■■■■委員を、それぞれ選出することとございました。

労使の委員の皆様にお諮りいたしますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

では、全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。

それでは、プレートの準備をさせていただきます。

それでは、部会長になられました■■■■委員と、部会長代理になら

	<p>れました■■■■委員から、ご挨拶をいただきたいと存じます。 最初に、■■■■委員から、お願いいたします。</p>
部会長	<p>部会長を務めさせていただくことになりました■■■■でございます。 円滑な議事進行に努めてまいりたいと存じます。皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 続きまして、■■■■委員をお願いいたします。</p>
部会長代理	<p>部会長代理に選出していただきました■■■■でございます。 委員の先生方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは、これからの議事進行につきましては、■■■■部会長をお願いいたします。 よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。では、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。 最初に、特定最低賃金専門部会運営規程について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。お手元の資料4、群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程、これをご覧いただきたいと思います。 運営規程は、4業種ある専門部会共通のものとなっております。第3条で専門部会の委員の数、第4条で会議の招集、第6条で部会長が会議の議長となること、第7条で会議の公開・非公開、第8条で議事録及び議事要旨の公開・非公開、第9条で審議会会長への報告、第10条で専門部会の廃止、といったことについて規定されております。 ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。 以上です。</p>
部会長	<p>はい。ただいま事務局から特定最低賃金専門部会運営規程について、ご説明いただきました。 これについて、ご意見、ご質問等ありましたら、発言をお願いい</p>

部会長	<p>たします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>よろしいでしょうか。  特にご意見等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>次に、令和5年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点ございます。</p> <p>まず、1点目は、専門部会の会議の公開・非公開について、ご説明いたします。</p> <p>資料4の特定最低賃金専門部会運営規程を再びご覧いただきたいと思います。</p> <p>専門部会の会議は、例年、運営規程第7条第1項の但し書き以降にございます、「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある」場合に該当するとして、第1回目から非公開とされてきております。</p> <p>本年度は、7月4日に開催されました審議会におきまして、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただいた結果、同様な意見が出され、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にさせていただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局のご説明のように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会でも議論した結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>部会長といたしましては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第1回目から非公開とすることが適切と考えておりますが、皆様のご意見等ございましたら、発言をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>